

府中市告示第95号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定に基づき、別紙及び位置図のとおり公示する。

令和8年5月26日

府中市長 高野 律 雄

## 特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
205	府中市浅間町三丁目地内	約 1,300 m <sup>2</sup>
333	府中市栄町三丁目地内	約 750 m <sup>2</sup>

「区域は位置図表示のとおり」

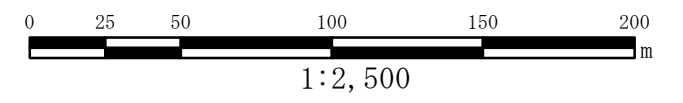
特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例  
■ 特定生産緑地 対象区域

この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 7都市基交著第13号 令和7年5月15日  
(承認番号) 7都市基街都第34号 令和7年4月24日

令和8年3月



特定生産緑地 (府中市) 位置図



凡例

■ 特定生産緑地 対象区域

この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図及び道路網図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号) 7都市基交著第13号 令和7年5月15日  
 (承認番号) 7都市基街都第34号 令和7年4月24日

